

令和3年8月30日開会

令和3年9月

市議会定例會議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
認定第1号	令和2年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第2号	令和2年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	2
認定第3号	令和2年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	3
認定第4号	令和2年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	4
認定第5号	令和2年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	5
認定第6号	令和2年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	6
認定第7号	令和2年度寝屋川市水道事業会計決算認定	7
認定第8号	令和2年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	8
報告第8号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	9
議案第50号	令和3年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案第51号	令和3年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第52号	令和3年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第53号	令和3年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第54号	令和3年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	別冊

番号	案件	頁
議案第 55 号	令和 3 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 56 号	工事請負契約の変更	10
議案第 57 号	財産の取得（大阪電気通信大学駅前キャンパスの校舎）	11
議案第 58 号	財産の取得（府内ネットワークパソコン）	12
議案第 59 号	損害賠償額の決定及び和解	13
議案第 60 号	令和 2 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	14
議案第 61 号	有功者の選定	15

認定第 1 号

令和 2 年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 2 年度
寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付
する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 2 号

令和 2 年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 2 年度
寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のと
おり認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 3 号

令和 2 年度寝屋川市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 2 年度
寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり
認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 4 号

令和 2 年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 2 年度
寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊の
とおり認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 5 号

令和 2 年度寝屋川市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 2 年度
寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して
別冊のとおり認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 6 号

令和 2 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉
資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 2 年度
寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を
付して別冊のとおり認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 7 号

令和 2 年度寝屋川市水道事業会計決算 認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 2 年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 8 号

令和 2 年度寝屋川市下水道事業会計決 算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 2 年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 健全化判断比率

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.28)	— (16.28)	△0.3 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

（ ）内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率

（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。
「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和元年12月市議会定例会（議案第99号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 工事名 旧焼却施設解体工事

2 工期

変更前 完成 令和 3 年 9 月 30 日

変更後 完成 令和 4 年 3 月 31 日

財産の取得

次のとおり財産を取得する。

令和3年8月30日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 取得する財産

次に掲げる建物（大阪電気通信大学駅前キャンパスの校舎）

所 在 大阪府寝屋川市早子町185番地23
家屋番号 185番23
種 類 校舎
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 7階建
床面積 1階 679.74平方メートル 2階 690.61平方メートル
3階 682.10平方メートル 4階 660.25平方メートル
5階 660.29平方メートル 6階 682.23平方メートル
7階 660.41平方メートル

2 取得目的 市民サービスのターミナル施設として活用するため

3 取得価格 金1,286,450,000円
(内消費税及び地方消費税の額 116,950,000円)

4 支払方法 一括払

5 取得の相手方 大阪府寝屋川市初町18番8号
学校法人大阪電気通信大学
理事長 大石利光

6 備考 当該建物及びその敷地の引渡し期限及び売買代金の支払期限は、令和3年10月29日とし、違約金の額は、売買代金の20パーセントに相当する額とする。

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- 1 取得する財産 庁内ネットワークパソコン
- 2 財産の概要 ノート型パソコン 330台
- 3 取得目的 庁内ネットワークパソコンについて、現在のパソコンのOS（オペレーションシステム）のサポートの終了に伴い、機種を変更するため
- 4 取得の方法 制限付一般競争入札
- 5 取得価格 金36,118,500円
(内消費税及び地方消費税の額 3,283,500円)
- 6 支払方法 納入後一括払
- 7 取得の相手方 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 4 番30号
S k y 株式会社
代表取締役 大浦淳司

損 害 賠 償 額 の 決 定 及 び 和 解

次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 損害賠償額 金 5,076,685円

2 相 手 方



3 和 解 条 項

- (1) 損害賠償額については、寝屋川市が加入する自動車損害賠償責任保険契約及び自動車保険契約に基づき支払う。
- (2) 相手方は、その余の損害賠償請求権を放棄する。
- (3) 本件事故について他に一切の債権債務のないことを互いに確認する。
- (4) 相手方は、今後いかなる事情が発生しても、本件事故について裁判上又は裁判外において一切の異議の申立て又は請求をしない。

(損害賠償の理由)

ねやがわ乗合いワゴン事業の実施に当たり、令和 2 年 1 月 21 日午前 10 時 30 分頃、堀溝二丁目地内において、その運転業務の受託会社の職員が運転する乗合いワゴン(乗用自動車)が、前方の道路の幅員が狭く、引き返そうと後退したところ、後方に停車していた相手方が運転する原動機付自転車に衝突し、当該原動機付自転車の車体を損壊するとともに、相手方が頸椎捻挫・左足関節捻挫等の傷害を受けたものである。

なお、当該事実関係に鑑み、相手方の損害額の全額を寝屋川市が賠償するものとする。

令和 2 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

令和 2 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1	当年度未処分利益剰余金	882,799,504 円
2	利益剰余金処分額	
	資本金	△400,000,000 円
	減債積立金	△332,799,504 円
		<u>△732,799,504 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>150,000,000 円</u>

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定することについて、寝屋川市有功者表彰条例（昭和59年
寝屋川市条例第1号）第2条の規定により議決を求める。

令和3年8月30日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所 [REDACTED]

氏 名 柴田 五十六 (しばた いそろく)

生年月日 [REDACTED]

理 由

次頁推薦書のとおり功労顯著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 柴田 五十六 (しばた いそろく)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

寝屋川市消防団員 47年8月
〔寝屋川市消防団副団長 8年〕
〔寝屋川市消防団長 13年〕

功 績 内 容

昭和48年8月から47年8月間にわたり消防団員として、そのうち8年間は消防団副団長・13年間は消防団長として、地域に密着した消防活動の推進に粉骨碎身して積極的に取り組むとともに、地域における防災体制の充実強化に多大な貢献を果たすなど、寝屋川市における地域防災力の向上に格別顕著な功労があった。

職 名	在 職 期 間
寝屋川市消防団員	昭和48年8月1日～令和3年3月31日
〔寝屋川市消防団副団長 寝屋川市消防団長〕	平成12年4月1日～平成20年3月31日
	平成20年4月1日～令和3年3月31日

〔参考〕

職 名	在 職 期 間
公益財団法人大阪府消防協会 理事	平成27年6月18日～令和元年6月3日
公益財団法人大阪府消防協会 副会長	令和元年6月4日～令和3年3月31日
公益財団法人日本消防協会 評議員	令和元年6月4日～令和3年3月31日